

「令和6年8月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和6年8月8日	株式会社ハラショー観光 (法人番号2290001062348) 代表者原口典道	本社営業所	文書警告 文書勧告	道路運送法第27条 第3項	令和6年7月16日、監査実施。4件の違反 が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれ のある運行業務(旅客自動車運送事業運 輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、 (2)運行記録計による記録又は運行記録 計による記録保存違反(運輸規則第26条 第1項)、(3)乗務員等台帳の記載事項等 義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)届 出義務違反(道路運送法施行規則第66 条第1項第8号)	3	3	3	3
	福岡県八女郡広川町大字 藤田1426番地7	福岡県八女郡広川町大字 藤田1426番地7							
令和6年8月8日	対馬交通株式会社(法人番 号3310001010732) 代表者 伊藤修二	上県営業所	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和5年11月22日、監査実施。2件の違 反が認められた。(1)運行記録計による 記録又は運行記録計による記録保存違 反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下 「運輸規則」)第26条第1項)、(2)運転者 に対する指導監督の記録記載事項義務違 反(運輸規則第38条第1項)	15	15	15	3
	長崎県対馬市厳原町大字 小浦144番地7	長崎県対馬市上対馬町大 字比田勝字神の山650-3							

「令和6年8月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和6年8月19日	株式会社一真(法人番号 4330001009879) 代表者中 川健一	本社営業所	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和6年7月23日、監査実施。1件の違反 が認められた。(1)運行管理者の講習受 講義務違反(旅客自動車運送事業運輸 規則第48条の4第1項)	1	1	1	1
	熊本県菊池市隈府1110番 地6	熊本県菊池市隈府1110番 地6							
令和6年8月23日	有限会社味処井元(法人番 号9340002019178) 代表者 井元康浩	本社営業所	輸送施設の使用停止 (80日車)	道路運送法(以下 「法」)第9条の2第1 項、法第27条第3項	令和5年12月20日、監査実施。2件の違 反が認められた。(1)運賃料金事前届出、 運賃料金変更事前届出違反(道路運送 法第9条の2第1項)、(2)乗務員等台帳の 記載事項等義務違反(旅客自動車運送 事業運輸規則第37条第1項)	11	11	11	11
	鹿児島県西之表市西町189 番地1	鹿児島県西之表市西町187							
令和6年8月28日	株式会社藤川(法人番号 5340001014092) 代表者八 木申一郎	霧島営業所	文書警告	道路運送法(以下 「法」)第27条第3項、 法第94条第1項	令和6年7月3日、監査実施。4件の違反 が認められた。(1)乗務時間等の基準の 遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規 則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2) 乗務員等台帳の記載事項等義務違反 (運輸規則第37条第1項)、(3)特定運転者 に対する特別な指導監督違反(運輸規則 第38条第2項)、(4)報告義務違反(旅客自 動車運送事業等報告規則第2条第1項)	2	2	2	2
	鹿児島県垂水市栄町13番 地	鹿児島県霧島市国分重久 字268番1							